

## 経過

### < 国及び府の動き >

- ・ H30.2 府の「エイズ対策基本方針」（第三版）策定
- ・ R7.11 国の「後天性免疫症候群に関する特定感染症予防指針」が改正  
→ 概要は3ページ目を参照
- ・ R7.11 第2回大阪府感染症対策審議会（書面開催）  
➤ 府の「エイズ対策基本方針」の改定に向け、部会等で検討開始

### < 部会等の開催状況 >

- ・ エイズ対策及び医療連携推進部会  
第1回(R8.1/21開催)…改定素案全体に対し意見聴取
- ・ エイズ医療委員会  
第1回(R8.1/30開催)…素案の医療提供体制に係る部分に対し意見聴取

## 基本方針案のポイントと主なご意見

### < ポイント >

- **偏見差別なく適切かつ必要な医療が受けられる体制の確保という観点から、重要性をより強調するため「人権の尊重」の位置づけを変更**（国指針と同様）
- 国予防指針に記載された「U=U」(\*)の考え方や個別施策層への対策、曝露前予防（PrEP）、検査体制等について、本府の現状を踏まえつつ府基本方針案へ反映

※ U=U: HIV治療を受け、血液中のウイルス量が検査で検出できない程度に最低6か月以上継続的に抑えられているHIV陽性者からは、性行為によってHIVが感染することはないとされており、この状態のことをいう。  
(検出限界値未満をいう「Undetectable」とHIV感染しないをいう「Untransmittable」)

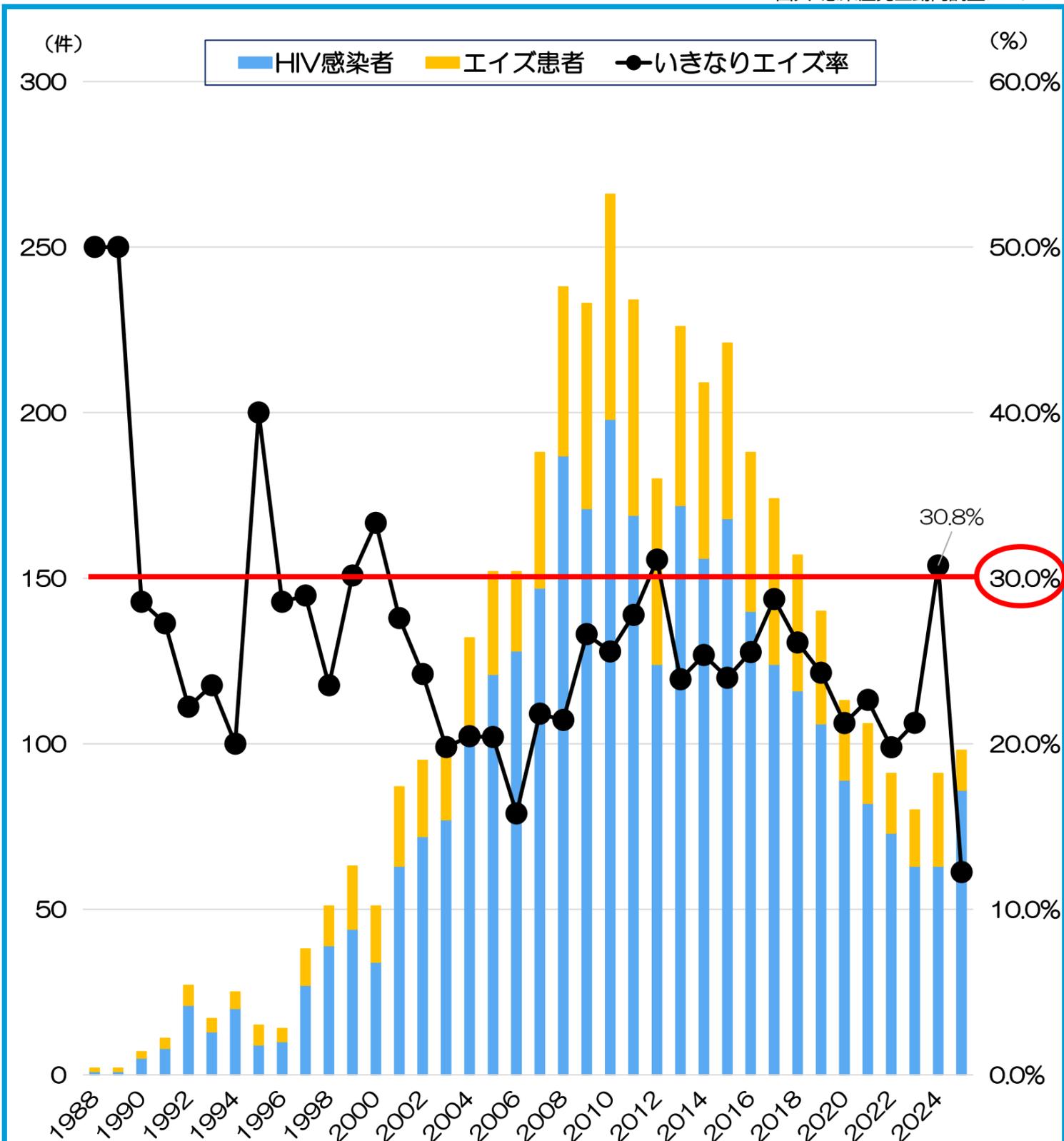
項目	具体的な内容・方向性等	部会・医療委員会での主なご意見（一部を抜粋）
①人権の尊重及び個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● U=U等の府民の理解促進、偏見差別の解消</li> <li>● 個人情報の保護に関する関係法令の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府民や事業者が自ら実行してもらうために、府として具体的な取組みが必要ではないか。</li> </ul>
②府の実状に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 早期受検・受診につなげるための利便性の高い検査（外部委託検査、郵送検査等）の実施・充実</li> <li>● 個別施策層の実態把握と施策への反映</li> <li>● 外国人対応の充実</li> <li>● 教育庁等との連携による児童・生徒への普及啓発 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送検査は、性風俗従事者や外国人等も利用しやすく、こうした層への広報が重要。</li> <li>・ 個別施策層への効果的な啓発について具体的に記載すべき。</li> <li>・ トランスジェンダーについても施策対象として明記してはどうか。</li> <li>・ 保健所が、外国人のHIV陽性者に対し、医療機関等の情報提供ができる体制を整えるべき。</li> </ul>
③医療提供体制の確保のための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の医療機関でHIV感染症の診療や合併症の治療・ケアを受けられる体制整備</li> <li>● 医療・介護従事者への普及啓発 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者向け研修等を通じて、HIV陽性を理由とした介護・福祉サービスの提供拒否がない体制の構築をお願いしたい。また、併発症等の治療ができるよう、引き続き医療従事者の理解促進が重要。</li> </ul>
④施策目標の設定及び施策の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本方針に基づき実施する施策の評価及び推進体制</li> <li>● 関係機関及び関係団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師会や歯科医師会に加え、他の職能団体や薬剤師会、看護協会とも連携すべき。</li> <li>・ 関係機関に警察も入れるべきではないか。</li> </ul>

## 今後のスケジュール

パブリックコメント（2/26～3/27）の実施 ➡ 第2回エイズ部会（3月中）で改定案承認 ➡ 当審議会から知事あて答申予定

## HIV感染者数・エイズ患者数・いきなりエイズ率（府内）

出典：感染症発生動向調査システム

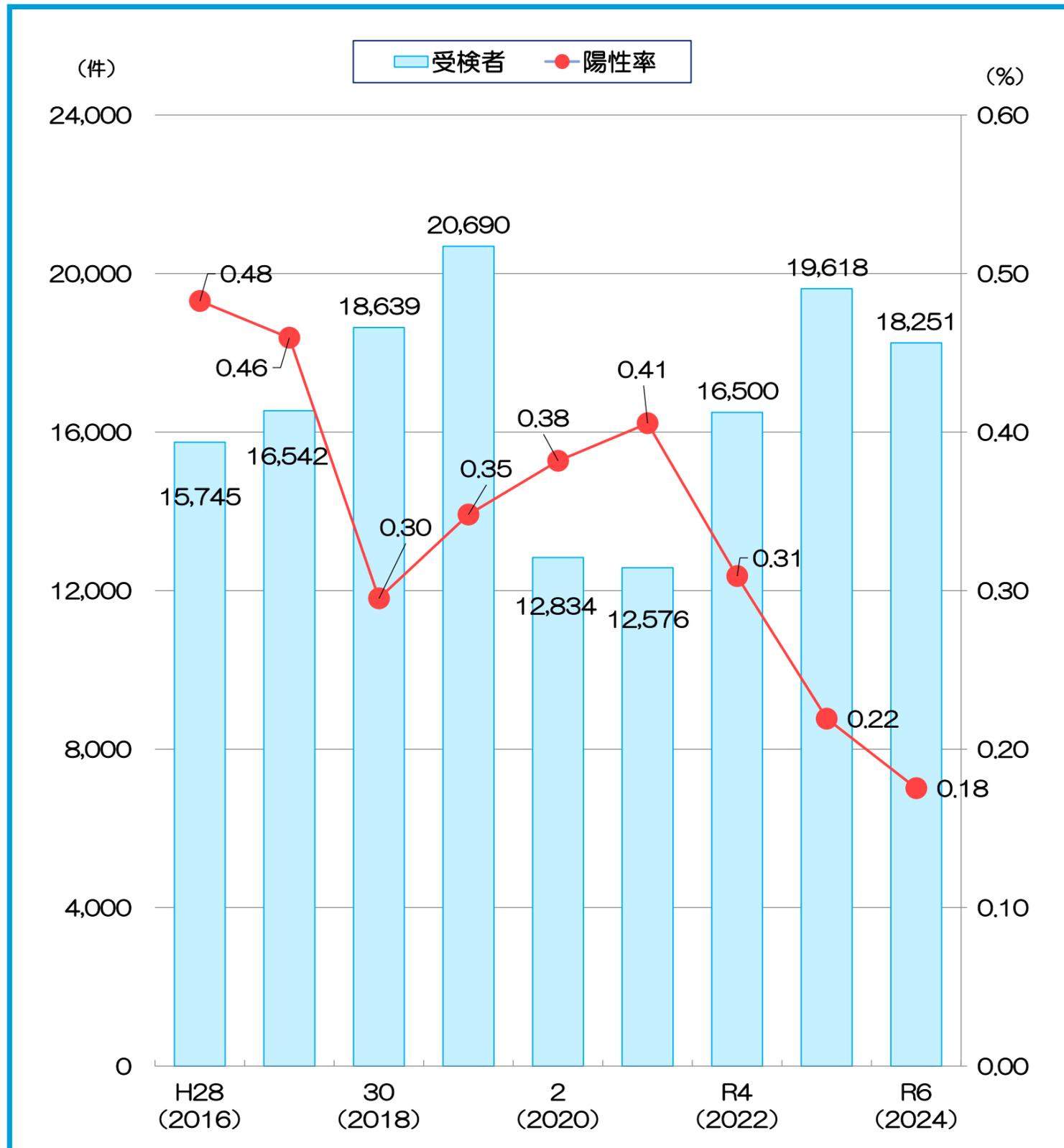


【分析】HIV感染者・エイズ患者の合計数は増加傾向  
2024年のいきなりエイズ率は2012年以来、30%を超えた

※いきなりエイズ率：新規HIV感染者と新規エイズ患者の合計数のうち、新規エイズ患者の占める割合

## HIV検査受検者数・陽性率（府域）

出典：大阪府医療・感染症対策課調べ



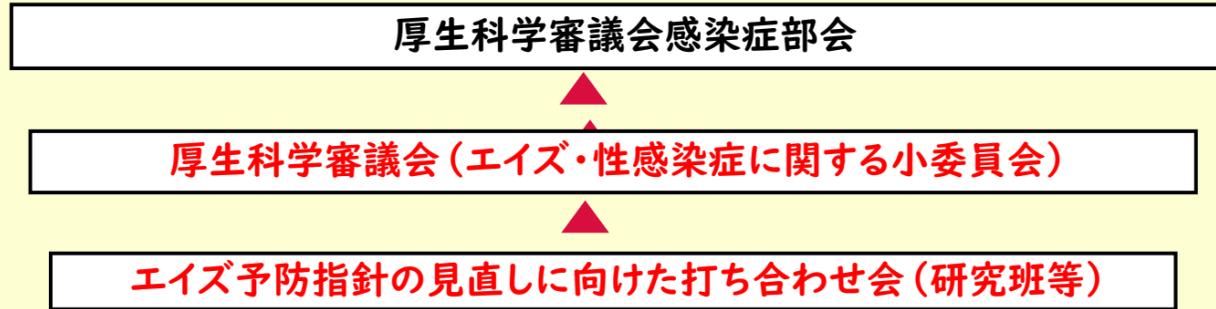
【分析】受検者数は回復傾向、陽性率は減少傾向

※数値は都道府県・政令市・中核市（委託検査含む）

# (改正) 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

【参考】  
令和7年度 第2回大阪府感染対策審議会  
資料1

## <改正に向けての論議の流れ>



## <策定根拠>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(感染症法第9条に基づき策定)

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(感染症法第11条に基づき策定)

策定・改正時期①平成11年10月②平成18年3月③平成24年1月④平成29年1月

## <位置づけ等>

- 【位置づけ】本指針は、HIV感染症・エイズ予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者並びに患者団体を含む非営利組織及び非政府組織が連携して取り組んでいくべき課題について、エイズ施策の方向性を示したもの。
- 【改正時期】本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していく。

## <施策方針>

- HIV流行終息に向けて国連合同エイズ計画にて掲げている「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを念頭に、将来的なケアカスケードにおける95-95-95目標(※1)の達成を目指す。特に課題の改善に向けて各種施策に取り組む。

(※1)感染者が検査により感染を自覚し、自覚した感染者が適切に治療を受け、治療を受けることで他者に感染させない状態になるまでウイルス量を低下させるという一連のプロセスで、いずれも95%以上を達成させるという目標

## <課題>

- 国のエイズ発生動向は、個別施策層を中心に新規HIV感染者・エイズ患者の報告がある。治療薬の進歩により感染者等の生命予後は改善された一方、エイズ発症後にHIV感染が判明した者の割合が3割を占めており、HIV感染の早期診断に向けた更なる施策等が必要。

## <改正のポイント>

### 第一【人権の尊重】 偏見・差別の撤廃(重要性の強調のため第六の位置づけから変更) (ポイント)

感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることを確保する。

#### (改正内容)

- 多様性に関する国民の理解が、感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセスの改善に寄与すると認識することが重要である旨を記載。
- U=Uを含む最新の正しい知識の習得が十分でないことによって診療やサービスの提供を拒否することは偏見・差別に当たることの記載。

### 第二【原因の究明】 実態把握等の継続・強化

#### (ポイント)

対策の実施に当たって特別な配慮を必要とする人々における実態把握等を継続するとともに、モニタリング体制を強化する。

#### (改正内容)

- UNAIDSが提唱しているエイズ対策の鍵となる人々(キーポピュレーション)に基づき、日本における鍵となる個別施策層について記載。
- 医療機関・研究班・NGO等と連携したモニタリングの重要性を記載。

### 第三【発生の予防及びまん延の防止】 複合的な対策による予防、検査・相談体制の強化

#### (ポイント)

コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、U=Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策により感染予防及び感染拡大の抑制を図る。また、暴露前予防(PrEP)を使用できるよう、研究を推進し、効果的な導入方法について検討していくことが必要。

#### (改正内容)

- U=Uの理解を深め、一人一人が感染状態を知ることで、早期受診・治療継続につながり新規感染が抑制される旨を記載。
- PrEPは適切に使用すれば予防効果が高く、感染予防に有用な手段の一つであることを記載。
- 早期診断につなげるため、保健所等は、利便性の高い検査・相談の一つの方法として、外部委託や郵送検査等の活用を検討することを記載。
- 普及啓発及び教育においては、最新の正しい情報・知識を提供し、行動変容を促す要素を取り入れることを記載。

### 第四【医療の提供】 長期療養を見据えた医療体制の整備

#### (ポイント)

長期的な療養を要する患者の増加を踏まえ、HIV感染症の診療について、より地域に根差した環境で提供できる体制を構築する。

#### (改正内容)

- 地域の医療機関の機能分担による診療連携の充実を図り、包括的な体制を整備することを記載。

## <国の指針の改正に沿った本府基本方針の改定ポイント（案）>

### 1. 人権の尊重及び個人情報の保護（単独で項目として挙げる）

① HIV陽性者に対する適切かつ必要な医療・福祉サービスの確保、多様性・U=U等の府民の理解促進による偏見・差別の解消

### 2. 府の実状に即したHIV感染の予防 及びまん延防止のための施策

① 新規感染者数を抑制するために、U=Uの理解促進による早期受検・受診を図る

② 感染予防対策の一つとして、PrEPについて

③ 早期受診・診断につなげるために、利便性の高い検査（郵送検査、外部委託）の実施・充実化を図る

④ 検査・相談時の外国人（多言語）対応の充実化について

⑤ 教育庁や大学との連携強化により、生徒・学生へ、行動変容を促す要素も含めた正しい情報・知識の提供を図ることや、保健所等が教職員による教育に積極的に関わる必要性

⑥ 府施策のキーポピュレーション（個別施策層）の実態把握及び施策への反映

⑦ 国のケアカスケードに関する数値の把握、UNAIDSの目標の達成に寄与する

### 3. 医療提供体制の確保のための施策

① 地域の医療機関で、HIV感染症の診療や合併症の治療・ケアを受けらる体制の整備

② 医療・介護従事者に対して人権の側面からも正しい知識を普及し、サービスの受入促進を図る

### 4. 施策目標の設定および施策の評価

① 「いきなりエイズ率」の評価及び早期発見のための施策の評価

② 施策の評価におけるHIV陽性者（当事者）の関与

## <本府の課題・基本方針の改定ポイント（案）に沿った今後の方向性>

- 府内NGO等の連携による外部委託検査（3種類）や郵送検査の仕組・広報についての再検討、検査時のPrEPの情報提供方法の検討
- 府内NGO等との連携による、検査時や普及啓発に使用できる多言語版資材、外国人陽性判明後の初診時等の医療通訳者派遣体制に関する検討
- 府保健所・府内NGO・教育庁等との連携による、個別施策層・若年層に対してのより効果的な検査案内・教育に関する検討
- 様々な会議や連絡調整等の機会等を活用しての、府医師会や大阪透析医会、府歯科医師会、府内のHIV陽性者診療機関とHIV陽性者支援に関する検討
- 府保健所・関係他部局・各拠点病院との連携強化による、HIV陽性者に対する個別支援・地域支援（関係機関への研修会・情報提供（U=Uも含む）等）に関する検討